# 津市会計年度任用職員勤務条件

| | | |
|---|---|---|
| 1 身分 | 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員<br>（パートタイム会計年度任用職員） | |
| 2 任用期間 | 令和 9 年 4 月 1 日 から令和 10 年 3 月 31 日 | |
| | （任用回数） 新規 | |
| 3 所属課等 | （所属）市民部市民交流課 | （勤務場所）本庁舎3階人事課執務室内 |
| | | （変更の範囲）変更なし |
| 4 職務の内容 | 事務（所属長及び所属職員の指示のもと業務に従事） | （変更の範囲）変更なし |
| 5 勤務時間等 | 勤務時間 | 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 |
| | 勤務日等 | 月曜日から金曜日（一年度間における勤務日数は194日以内） |
| | 時間外勤務 | 有 |
| | 休憩時間 | 原則、正午から午後1時まで |
| | 休日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで） |
| 6 給与等 | 給料（報酬） | 職の区分 専門 5 時間額 1，765 円 （地域手当相当額込） |
| | 地域手当 | 4%を支給 |
| | 通勤手当 | 正規職員（津市職員の給与に関する条例第24条）の例により支給するものとする。 |
| | 期末・勤勉手当 | 津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条、第5条の2及び第10条の定めにより支給するものとする。 |
| | その他手当 | 津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給するものとする。 |
| | 支給日 | 毎月末締切り、翌月21日支払い（休日の場合はその前日）とする。 |
| | 支給方法 | 指定口座への振込により行う。 |
| 7 社会保険等 | 健康保険及び厚生年金保険 | 加入 |
| | 雇用保険 | 加入 |
| | 公務災害 | 地方公務員災害補償法に基づく条例による補償（条例適用） |
| 8 服務 | 地方公務員法第30条から第38条まで及び津市職員服務規程による。<br>（服務規律の遵守、秘密を守る義務（守秘義務）、信用失墜行為の禁止<br>職務専念義務、政治的行為の制限（選挙運動の禁止等）等）<br>ただし、同法第38条に規定する営利企業等の従事制限（兼業、アルバイトの禁止）についてはパートタイム会計年度任用職員には適用しない。 | |
| 9 休暇 | 年次有給休暇 | 勤務条件により比例付与するものとする。 |
| | 特別休暇 | 津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程第8条の定めにより付与するものとする。 |
| 10 通常の労働者との待遇の相違等に係る事項 | 次の窓口に対して説明を求めることができる。<br>市民部 市民交流課 管理担当 連絡先：059－229－3252 | |
| 11 退職に関する事項 | 自己都合退職 | 退職する30日以上前に、退職願を所属を通じて人事担当課へ提出するものとする。 |
| | 失職 | 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当することとなったときは失職するものとする。 |
| | 懲戒処分 | 地方公務員法第29条各号の一に該当するときは懲戒処分の対象となるものとする。 |
| 12 再度の任用を行う場合等の基準 | 職が廃止される場合、任用期間中に勤務態度が良好でない場合、一定の勤務実績が見込めないと判断される場合及び人事評価が良好でない場合は、再度（再々度も同様）の任用を行わないこととする。 | |
| 13 その他の事項 | 採用後1か月の間は、地方公務員法第22条第1項及び同条の2第7項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときにのみ正式任用とする（給料等に変動は無し。）。 | |